

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三百三十五条第一項の規定によって、平成二十三年三月四日付けで尾道市高須町東部土地改良区の解散を命じた。

なお、この解散命令について不服がある者は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この命令の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦